



函 総 行

令和4年(2022年)2月3日

函館市役所職員労働組合

執行委員長 鎌田 保 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方公務員法の一部改正に伴う定年延長制度について
(提案)

このことについて、別紙のとおり提案いたしますので、貴職のご理解とご協力をお願いします。

地方公務員法改正に伴う定年延長制度について

項 目	提 案 内 容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙1参照</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度から2年度ごとに、定年年齢を1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度からは65歳定年年齢とする。 ○ 特例定年の適用・・・職務と責任の特殊性、欠員の補充の困難性を要件とし、現行制度下において、65歳定年年齢としている医師および歯科医師の職のうち、保健所長およびはこだて療育・自立支援センター医務長の職については、国家公務員の一部の医師職（行政内部の部署に配属されている医師など）と同様に令和5年度から2年度ごとに、定年年齢を1歳ずつ段階的に引き上げ令和13年度からは70歳定年年齢とする。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙1参照</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定年年齢が段階的に65歳となるまでの間は、暫定的に再任用制度を存続する。（令和13年度をもって終了する。） ○ 勤務時間、給料月額等の勤務条件は現行のとおりとする。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙2参照</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 60歳を超えて定年退職日前に退職した職員を、本人が希望する場合は、4月1日から本来の定年退職日に相当する日までを任用期間とし、再任用短時間勤務職員として採用する。 ○ 勤務時間、給料月額等の勤務条件は現在の再任用短時間勤務制度を引き継ぐものとして設定する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙3参照</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した後の最初の4月1日以後、前日の3月31日に適用されていた給料月額の7割水準とする。 ○ 例外として、現行制度下において、65歳定年年齢が適用されている保健所長およびはこだて療育・自立支援センター医務長の職については、国家公務員と同様に7割措置の対象とはならない。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙4参照</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 60歳に達した日以後に退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職とし、60歳時の「ピーク時」の給料月額を算定の基礎に適用する。 ○ 早期退職募集に応募し、認定を受けて退職する場合の給料月額の割増率は、当分の間、現行定年制度下で対象とされる年齢（45歳～59歳）および割増率（1年度早期に退職するにつき3%ずつ加算）とする。

地方公務員法改正に伴う定年延長制度について

定年年齢の段階的引き上げ（暫定再任用制度）	別紙1
定年前再任用短時間勤務	別紙2
60歳に達する年度の翌年度以後の給与について	別紙3
給料および手当	別紙3-2
退職手当	資料4
役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）	資料5

定年年齢の段階的引き上げ

- 令和5年度から2年度ごとに、定年年齢を1歳ずつ引き上げ令和13年度からは65歳定年年齢とする。
- **64** は、定年年齢を表し、当該年度の末日が定年退職日となる。
- は、暫定再任用期間を表す。令和13年度までの措置となる。

定年年齢		60歳			61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
年度		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		
生年月日		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032		
S37.4.2～S38.4.1		60	61	62	63	64	65							
S38.4.2～S39.4.1			60	61	62	63	64	65						
S39.4.2～S40.4.1				60	61	62	63	64	65					
S40.4.2～S41.4.1					60	61	62	63	64	65				
S41.4.2～S42.4.1						60	61	62	63	64	65			
S42.4.2～S43.4.1							60	61	62	63	64	65		
S43.4.2～S44.4.1								60	61	62	63	64		
S44.4.2～S45.4.1									60	61	62	63		
S45.4.2～S46.4.1										60	61	62		
S46.4.2～S47.4.1											60	61		

<特例定年の適用の場合～保健所長およびはこだて療育・自立支援センター医務長の職>

- 令和5年度から2年度ごとに、定年年齢を1歳ずつ引き上げ令和13年度からは70歳定年年齢とする。
- **67** は、定年年齢を表し、当該年度の末日が定年退職日となる。

定年年齢		65歳			66歳		67歳		68歳		69歳		70歳	
年度		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		
生年月日		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032		
S32.4.2～S33.4.1		65												
S33.4.2～S34.4.1			65	66										
S34.4.2～S35.4.1				65	66	67								
S35.4.2～S36.4.1					65	66	67	68						
S36.4.2～S37.4.1						65	66	67	68	69				
S37.4.2～S38.4.1							65	66	67	68	69	70		

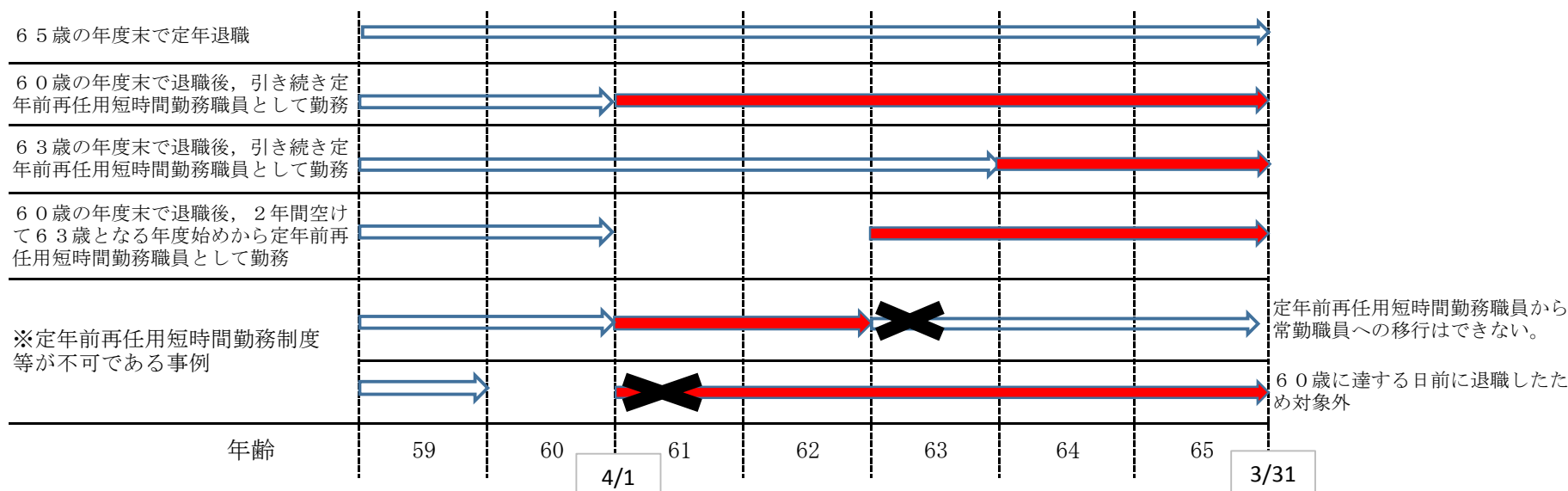
定年前再任用短時間勤務

別紙2

60歳に達した日以後に退職した職員については、本人が希望した場合、その者の従前の勤務実績等に基づく選考により、本来の定年退職日に当たる日までの間、定年前再任用短時間勤務職員に採用することができる。

- 本市における定年前再任用短時間勤務制度は、
現在の再任用短時間勤務の制度を引き継ぐものとする。（勤務時間は1週間当たり29時間勤務を基本、職制の段階は主任主事職）
- 採用は4月1日とする。（人事配置上支障を生ずるため年度途中の採用はしないものとする。）
- 常勤職員から定年前再任用短時間勤務職員の移行のイメージ（65歳定年年齢の場合）

➡ 定年前再任用短時間勤務 ➡ 常勤職員



- 定年前再任用短時間勤務制度

対象者	60歳に達した日以後、定年退職日前に退職した者	※60歳に達する前に退職した職員は、定年前再任用短時間勤務制度の対象とはならない。
任期	採用された日から職員が退職しなかったと仮定した場合の当該職員の定年退職日に当たる日までの期間	※暫定再任用措置の対象期間中（令和13年度まで）においては、定年前再任用短時間勤務職員として任期を終えた者を暫定再任用のフルタイム勤務職員として採用することは可能
勤務時間	パートタイムのみ	※非常勤職員の身分である（条例定数外）

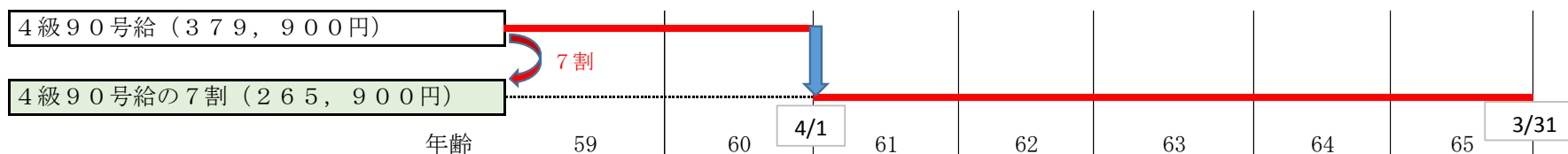
60歳に達する年度の翌年度以後の給与

当分の間、給料月額が60歳に達する年度の末日（3月31日）に適用されていた給料月額の7割水準となる。

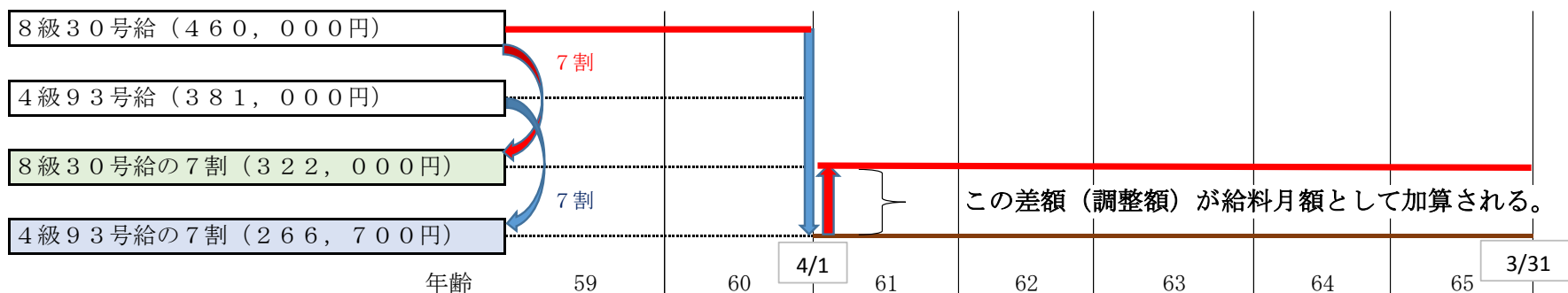
※国では7割水準の給料月額を引き下げは、当分の間の措置と位置づけ、民間給与の動向等を踏まえ60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討していくとしている。（現時点では具体的に示されていない。）

○ 給料月額引き下げのイメージ図

▽ 60歳に達する年度の末日時点で、主査職等（非管理職）であった場合



▽ 60歳に達する年度の末日時点で、管理職であった場合 例) 仮に部長職から主査職へ降任した場合



○ 職ごとの給与月額および年収の見込み額（扶養手当、期末・勤勉手当等を含む目安）

職	職務の級、号給	60歳に達する年度の給与		60歳に達する年度の翌年度以後の給与（給料月額7割）		給与月額の減	年収の減
		給与月額	年収	給与月額	年収		
部長職	8級30号給	551,500	9,183,584	328,500	5,569,058	△ 223,000	△ 3,614,526
部次長職	7級38号給	513,600	8,496,302	309,670	5,255,508	△ 203,930	△ 3,240,794
課長職	6級69号給	476,600	7,917,350	290,770	4,940,794	△ 185,830	△ 2,976,556
係長・主査職	4級90号給	386,400	6,533,178	272,430	4,635,406	△ 113,970	△ 1,897,772
主任職	3級101号給	373,000	6,310,048	263,050	4,479,214	△ 109,950	△ 1,830,834
主任主事職	2級113号給	356,500	6,035,300	251,500	4,286,892	△ 105,000	△ 1,748,408
参考			現行の再任用フルタイム		3,183,280		
			現行の再任用パートタイム		2,406,254		

積算条件
 現行のそれぞれの退職時の平均号給を適用することとし、持ち家、扶養親族は配偶者のみ、勤勉手当に係る人事評価をBとしたモデルケース

☆給料および各種手当

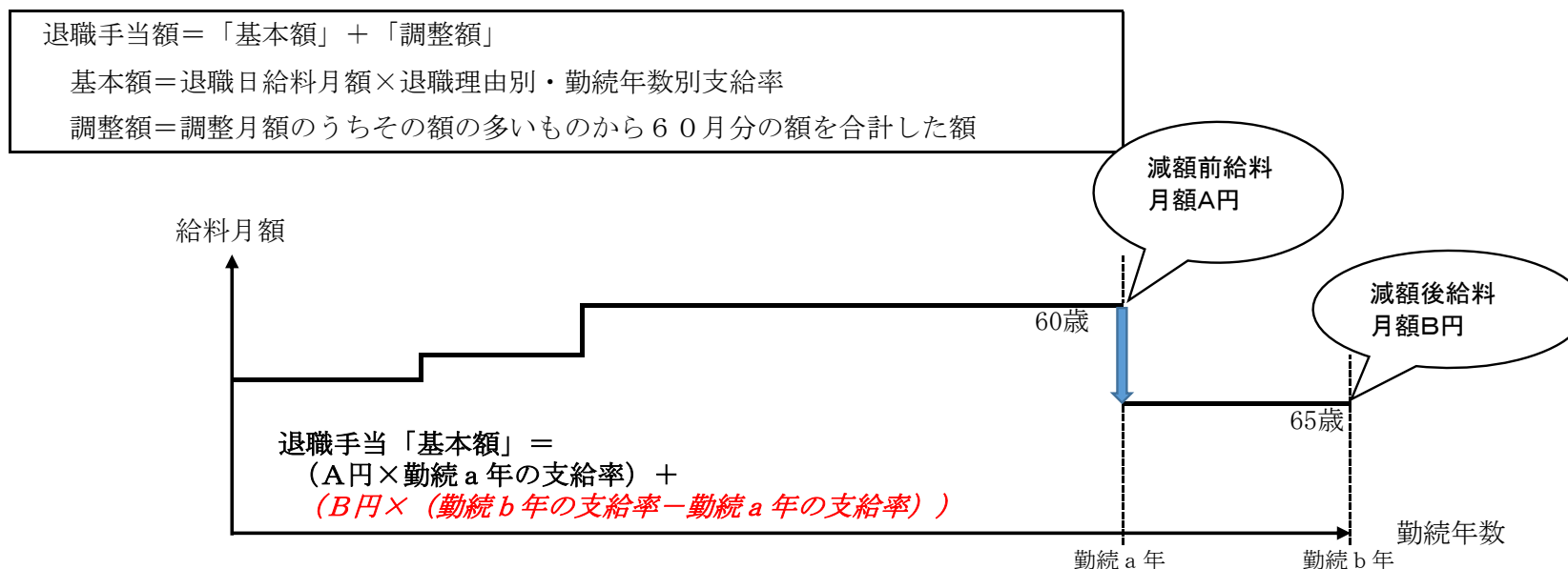
区 分		管理職		非管理職		定年前再任用 短時間勤務	現行の再任用職員 および暫定再任用職員		
種類	備考	60歳到達 年度まで	定年延長 (役職定年)	60歳到達 年度まで	定年延長		週29時間	フルタイム	週29時間
		フルタイム	フルタイム	フルタイム	フルタイム			フルタイム	週29時間
給 料		○	○×70%	○	○×70%	161,052	215,200	161,052	
扶 養 手 当	子：10,000円 その他：6,500円 (部長級は3,500円)	○	○	○	○	×	×	×	
住 居 手 当	持家対象外	○	○	○	○	×	×	×	
地 域 手 当	東京、札幌、医 師職	○	●	○	●	○ ※医師除外	○	○	
初 任 給 当	医師職	○	○×70%	○	○×70%	×	○	○	
通 勤 手 当		○	○	○	○	○	○	○	
単 身 赴 任 手 当		○	○	○	○	×	×	×	
時 間 外 勤 務 手 当		×	●	○	●	○	○	○	
夜 間 勤 務 手 当		○	●	○	●	○	○	○	
休 日 勤 務 手 当		×	●	○	●	○	○	○	
管 理 職 手 当		○	×	×	×	×	×	×	
管 理 職 特 別 勤 務 手 当	選挙事務のみ	○	×	×	×	×	×	×	
期 末 手 当	支給率は年間	次長以上： 200/100 課長以下： 240/100	240/100	240/100	240/100	135/100	135/100	135/100	
勤 勉 手 当		次長以上： 230/100 課長以下： 190/100	190/100	190/100	190/100	90/100	90/100	90/100	
寒 冷 地 手 当	11月～3月支給	○	○	○	○	×	×	×	

※1 期末手当の率は令和3年度人事院勧告に基づく率を掲載
 ※2 定年延長後における●の手当，期末手当および勤勉手当は給料月額が7割水準となることにより，当該給料月額に連動した額となる。
 ※3 保健所長，はこだて療育・自立支援センター医務長の職は，役職定年制を適用せず，また給与水準の7割措置の対象ともしないことから，
 上表の60歳到達年度までの給料，各手当が引き続き適用となるものである。

退職手当

別紙 4

- 当分の間、60歳に達する年度以後の職員の退職手当については、定年退職日前に退職したとしても「自己都合」ではなく、「定年」として取り扱う。
- 当分の間、退職手当の基本額は、60歳に達する年度の末日までにおける期間と給料月額が7割水準となる期間に分けて計算される。
→定年延長による退職手当へのマイナス効果は生じない。（下図のとおり）



例) 60歳・勤続42年／65歳・勤続47年，減額前給料月額40万円の場合
 退職日前給料月額は28万円 (40万円×0.7)
 退職手当「基本額」＝40万円×47.709＋(28万円×(47.709－42.709))＝19,083,600円

- 定年延長のプラス効果としては、途中採用の場合で60歳時点では勤続年数が35年に満たない場合には退職手当の支給率が最大値に達しないが、延長された期間分が勤続年数に加わることになる。（上図の斜字の計算部分がプラス効果となる）
- 現行の早期退職募集制度は45歳以上59歳以下で勤続年数が20年以上の職員を対象とし、定年前1年につき3%の割増をするものであるが、60歳を超える者については対象外であり、これに変更はない。

60歳に達する年度の末日に管理職である職員は、その翌日（4月1日）から、非管理職に降任とする。

※60歳に達する年度の末日において係長・主査職以下の職員は、降任とはならず引き続きその職に従事することになる。

○ 下図の二重線枠は60歳に達する年度の翌年度以後の職を、**斜字の職**は役職定年後の職を表す。

職務の級 定数等		8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
条例定数内	ライン 職配置	役 職 定 年 と な る 職				係長・主査	主任	主任主事	主事
	スタッ フ職的 配置			降任	若しくは	又は	若しくは		
	その他					主査		主任主事	
条例定数外								暫定再任用フルタイム勤務 暫定再任用短時間勤務 定年前再任用短時間勤務	会計年度任用職員

（参考）国の役職定年の降任に係る解説

1 降任後の職は人事運営上の事情等を考慮した上でできる限り上位の職制上の段階に属する職とする必要があるが、最上位の職制上の段階の職に空きがない場合などには、それ以外の職に降任等を行うことも差し支えない。

※本市の場合の最上位の職制上の段階は係長・主査職である。

2 1の結果、役職定年により管理職から降任等をされる職員と、引き続き管理職以外の職を占める職員とで、職制上の段階の逆転が生ずることについては差し支えない。